

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、平成 25 年 7 月 11 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB) 廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を関電ジオレ株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

① 申請者の住所、名称、代表者の氏名

兵庫県尼崎市東浜町 1 番地の 1

関電ジオレ株式会社 代表取締役 柴垣 雄一

② 施設設置場所

兵庫県尼崎市東浜町 1 番 1

③ 施設の種類

廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④ 処理を行う廃棄物の種類(いずれも PCB 廃棄物に係るものに限る。)

廃 PCB 等(微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)

⑤ 処理の方法

焼却(ロータリーキル焼却方式)

⑥ 処理能力

廃 PCB 等 7.68kL/日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2013 年 7 月 11 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 五月女欣央